

NPO 法人田園ラグビースクール 倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人田園ラグビースクール（以下「本法人」という。）の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本法人の目的、ラグビースクール活動含む事業活動の公正さや誠実さに対する疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本法人に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本法人の役員と会員、及び本法人が運営するラグビースクールに所属・登録する全てのコーチ、選手並びに保護者（以下「スクール関係者」という。）に適用する。

2 役員とは、本法人定款第3章に規定する役員をいう。

3 会員とは、本法人定款第4章に規定する会員をいう。

(役員・会員・スクール関係者の責務)

第3条 役員、会員及びスクール関係者は、常に自らの責任と他者への感謝を重んじつつ、ラグビー憲章の精神に基づいて他の範となるよう行動し、青少年の健全な育成、地域社会への貢献、及びラグビーの普及・発展に努めなければならない。また遵守すべき法令はもとより、本規程に記された事項以外においても公序良俗の社会規範から逸脱することがあってはならない。

(禁則行為及び倫理)

第4条 役員、会員及びスクール関係者は、次に掲げる行為等を行ってはならない。

(1) 関連法令及び本法人の定款、倫理規程、スクール会員規約、その他の規程、内規等に反すること、あるいは本法人の運営を妨害すること。

(2) 指導・活動において暴力行為（直接的暴力・暴言・脅迫・威圧等）、いじめ、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、その他個人的な差別など人権尊重の精神に反する言動をとること、若しくはとらせること。

(3) 日常の行動について公私を混同し、職務やその他地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋強要をすること。

(4) 本法人との利益相反が生じる可能性があること。尚、もし利益相反が生じる場合は直ちにその事実の開示を行い当法人が定める所定の手続きに従わなければならない。

(5) 本法人の会費、寄付金、活動費、補助金、助成金等の経理処理に関し、一般に公正妥当と認められる会計基準に基づかない不適切な処理や他の目的への流用、その他不正行為

を行うこと。

(6) 暴力団など反社会的勢力から金品、便宜若しくは接待を受けること、または反社会的勢力との間で、金銭等の貸借などあらゆる取引を行うこと。

(7) ラグビー憲章やスポーツマンシップに反する行為を行うこと、あるいは本法人の名誉と信用を著しく傷つけること。

(8) 活動上知り得た個人情報を本来の目的外に利用すること。

(9) 前各号に定める違反行為の防止に努めないこと、あるいは隠蔽行為を行うこと。

(倫理委員会の設置)

第5条 この規程の実効性を確保するため、本法人に倫理委員会を設置する。

2 倫理委員会の組織及び運営に関する事項については、倫理委員会規程の定めるところによる。

(規程に違反した場合の対処等)

第6条 役員、会員及びスクール関係者に、この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は、倫理委員会もしくは理事会は、直ちに調査を開始し、調査の結果、当該役員、会員またはスクール関係者にこの規程に違反する行為があったと認められる場合においては、倫理委員会で意見を聴取したうえで、理事会に諮り、必要な措置をとるものとする。

2 前項の役員、会員及びスクール関係者に関する対処は、本法人各種規程の定めに基づき厳正に取り扱うものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 この規程は、2024年8月1日から施行する。(2024年7月21日理事会決議)